

〇〇〇〇株式会社南海トラフ地震防災対策計画
(南海トラフ地震防災規程)

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画(規程)は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について定め、人命の安全確保及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合、南海トラフ地震に伴い津波警報等が発表された場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における防災に関する業務を行う者の組織(以下「地震防災隊」という。)は次のとおりとし、その編成及び任務を別表第1のとおり指定する。

- 一 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- 二 隊長のもとに情報収集連絡班、避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

(隊長等の権限)

第3条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもつ。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときはその職務を代理する。

(従業員等の責務)

第4条 次のことを覚知した従業員等は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

- 一 南海トラフ地震が発生したこと。
- 二 南海トラフ地震に伴い津波警報等が発表されたこと。
- 三 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたこと。

第2章 地震が発生した場合等における防災に関する業務

(隊長等の業務)

第5条 隊長は、地震が発生したこと又は地震に伴い津波警報等が発表されたことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 一 情報収集連絡班に、地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。

二 地震が発生したこと又は地震に伴い津波警報等が発表されたことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

三 情報収集連絡班が収集した情報等に基づき、避難の要否を決定すること。
なお、避難の決定基準は次のとおりとする。

ア

イ

(例)

- ・気象庁から津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合
- ・市町村から避難情報（避難指示等）が発令された場合

四 避難を決定した場合、避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。

五 避難を決定した場合、従業員等を〇〇に集合させ避難させること。

「●号館前」など、具体的に定めてください。

六 前各号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときはその職務を代理する。

（情報収集連絡班の業務）

第6条 情報収集連絡班は、次の活動を行うものとする。

一 地震の発生、地震に伴う津波警報等の発表又は隊長の指示に基づき、直ちに地震及び津波に関する情報の収集に努め、随時隊長に報告すること。

二 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次号に定める手段を使い、顧客及びその他の従業員等に伝えること。

三

あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておいてください。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮するように留意してください。

（避難誘導班の業務）

第7条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

一 地震の発生、地震に伴う津波警報等の発表又は隊長の指示に基づき、速やかに別図第〇の位置につき、建物内の避難経路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所（別図第〇）までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を

講じ、完了後はその旨を直ちに隊長に報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。

二 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。

三 避難誘導の際には拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。

四 顧客等の避難誘導が完了したときは、直ちにその旨を隊長に報告すること。

（応急的保安措置）

第8条 津波からの避難に支障がない範囲で、二次被害の発生防止又は軽減を図るために次の措置を講ずるものとする。

一 ・ ・ ・ ・ ・

二 ・ ・ ・ ・ ・

施設や事業に応じて、必要な措置を定めてください。

（例）

・ あらかじめ定めた手順に基づき、製造・入出荷設備の安全な停止、漏洩等の被害を最小限にする等の措置を講ずる。

・ 津波浸水による容器の事業所外への流出防災対策、タンクローリーの事業所外への流出防止措置及び安全な場所への退避等の措置を講ずる。

2 前項の応急的保安措置完了後は、直ちにその旨を隊長に報告するとともに、あらかじめ定めた避難開始基準に基づき速やかに避難を開始するものとする。

（その他不測の事態）

第9条 隊長は、地震が発生した以後の状況等からこの計画（規程）どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

2 各班の班長は、班長がこの計画（規程）どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、直ちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

第3章 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における防災に関する業務

第1節 災害応急対策をとるべき期間等

（南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合）

第10条 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、地震及び津波に関する情報の収集を開始する。

（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合）

第11条 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の発表から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間は、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合）

第12条 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、一部割れのケースの場合は、情報の発表から1週間、ゆっくりすべりケースの場合は行政から防災対応の呼びかけが終了するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合）

第13条 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合は、防災に関する業務を終了する。

第2節 地震防災隊の対応

（隊長等の業務）

第14条 隊長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 一 情報収集連絡班に、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に関する情報の収集にあたらせること。
- 二 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- 三 後発地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 四 前各号に掲げるほか、必要な措置を行わせること。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときはその職務を代理する。

（情報収集連絡班の業務）

第15条 情報収集連絡班は、次の活動を行うものとする。

- 一 隊長の指示に基づき、直ちに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラ

フ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に関する情報の収集に努め、随時隊長に報告すること。

- 二 隊長の指示に基づき、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次号に定める手段を使い、顧客及びその他の従業員等に伝えること。

三

あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておいてください。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮するように留意してください。

（避難誘導班の業務）

第16条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- 一 隊長の指示に基づき、建物内の避難経路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所（別図第〇）までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長に報告すること。

（後発地震に対する応急的保安措置）

第17条 後発地震による被害の発生防止又は軽減を図るために次の措置を講ずるものとする。

一

二

施設や事業に応じて、必要な措置を定めてください。

（例）

- ・あらかじめ定めた製造・入出荷設備の安全な停止、漏洩等の被害を最小限にする等の措置を講ずる手順を確認する。
- ・津波浸水による容器の事業所外への流出防災対策、タンクローリーの事業所外への流出防止措置及び安全な場所への退避等の措置を講ずる。
- ・什器等の転倒防止対策を確認する。

- 2 前項の措置完了後は、直ちにその旨を隊長に報告すること。

第3節 後発地震に対して警戒又は注意する措置

（後発地震に対して警戒する措置）

第18条 後発地震に対して警戒する措置（地震防災隊の対応を除く）は、次の

とおりとする。

- 一
- 二
- 三

施設や事業の運営方針等を、施設や事業の特性、津波浸水想定区域内にあるか否か、要配慮者の利用があるか否かなどを踏まえてあらかじめ定めておいてください。

(例)

- ・地震防災隊による対応を行った上で、通常の営業を継続することを基本とする。
- ・イベントや行事は、後発地震が発生した場合の参加者の安全確保について定めた上で実施することを基本とする。
- ・後発地震に対して警戒する措置をとる期間は、営業を停止するものとする。

(後発地震に対して注意する措置)

第19条 後発地震に対して注意する措置（地震防災隊の対応を除く）は、次のとおりとする。

- 一
- 二

施設や事業の運営方針等を、施設や事業の特性、津波浸水想定区域内にあるか否か、要配慮者の利用があるか否かなどを踏まえてあらかじめ定めておいてください。

第4章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

(訓練)

第20条 隊長が行う防災訓練は、次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- 一 情報収集・伝達に関する訓練
- 二 津波からの避難に関する訓練
- 三 その他前各号を統合した総合防災訓練

(教育)

第21条 隊長が従業員等に対して行う教育は、次による。

- 一 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 二 地震及び津波に関する一般的な知識
- 三 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれに基づきとられる措置の内容
- 四 地震が発生した場合、地震に伴い津波警報等が発表された場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 五 地震が発生した場合、地震に伴い津波警報等が発表された場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に従業員等が果たすべき役割
- 六 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 七 今後地震対策として取り組む必要のある課題

（広報）

第22条 隊長が顧客等に対して事前に行う広報は、次による。

- 一 地震が発生した場合、地震に伴い津波警報等が発表された場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の出火防止対策、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 二 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれに基づき取られる措置の内容
- 三 正確な情報入手の方法
- 四 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 五 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 六 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

※1 この例は、ここに定める以外の事項を定めることを妨げているものではない。事業所等で安全確保対策等を定める必要があれば規定すること。

※2 この例にある組織等を規定するうえで、地震発災時の応急対応を考えると、なるべく既存計画（規定）に定める組織を用いた方が望ましい。

別表第1



